



日本国憲法施行75周年に思う

日本国憲法は、1946年11月3日公布、翌47年5月3日に施行されました。今年で75周年を迎えます。戦争の放棄を明記した9条を始め、11条から基本的人権を保障し、国に対して権力の行使の制限をかけています。

また25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、14条で法の下での平等を、15条では公務員の選定、罷免の権利と公務員の性格（全体の奉仕者）を規定しています。

現在、自由民主党は党是である「憲法改正」の動きを活発にしています。

現在主に主張しているのは、「自衛隊の明記」「緊急事態条項」「参院選の合区解消」「教育無償化」の四つです。このうち「参院選の合区解消」は、2010年に発表し

た自民党政策集に謳われた「国会議員定数の大幅削減」

と矛盾します。「教育無償化」は、教育基本法の充実に事足りる話しです。「自衛隊の明記」「緊急事態条項」は、現行憲法で保障されている基本的人権を蔑ろにし、「国」のために国民を縛る、まさに大日本帝国憲法時代への逆戻りを目指すものです。「個人」を比較的大事にする現行憲法と、ノスタルジックな「家族」制度を基本にする自民党のそれは、「改憲」によっても何も変わらぬように見せかけていますが、真つ赤なウソです。

今、国会は改憲派が全議席の三分の二以上を占めています。7月に行われる参議院選挙で、自民党エセ「改憲」案を葬り去るために、護憲の野党共闘を進めていきましょう。

労働大学企画編集委員 池内 康宏